

区分	御意見の概要	御意見に対する国税庁の考え方
改正の必要性・対象	<p>いわゆる節税保険は、課税の繰り延べにすぎず、また、中小企業の経営支援や福利厚生にも資するため、今までどおりの取扱いとすべきではないか。</p>	<p>保険期間の前半において支払う保険料の中に相当多額の前払部分の保険料が含まれており、中途解約をした場合にはその前払部分の保険料の多くが返戻されるような保険については、個別通達により、その支払保険料の損金算入時期等に関する取扱いの適正化を図ってきました。</p>
	<p>法人税基本通達を変更するのではなく、行き過ぎた保険商品のみ取扱いを改正すべきではないか。</p>	<p>今般の改正は、個別通達の発遣後相当年月を経過し、①保険会社各社の商品設計の多様化や長寿化等により、それぞれの保険の保険料に含まれる前払部分の保険料の割合にも変化が見られること、②類似する商品であっても個別通達に該当するか否かで取扱いに差異が生じていること、③前払部分の保険料の割合が高い同一の商品であっても加入年齢や保険期間の長短により取扱いが異なること、④第三分野保険のうち個別通達に定めるもの以外はその取扱いが明らかではなかったことから、各保険商品の実態を確認して、その実態に応じた取扱いとなるよう資産計上ルールの見直しを行うとともに、類似する商品や第三分野保険の取扱いに差異が生じることのないよう定期保険及び第三分野保険の保険料に関する取扱いを統一するものです。</p>
	<p>改正の背景として、「個別通達の発遣後相当年月を経過」とあるが、長期平準定期保険の通達改正からおよそ10年しか経過しておらず、また、「商品設計の多様化」とあるが、前払保険料は10年前の商品より現在の商品のほうが明らかに返戻率が落ちている。長期平準定期保険の取扱いの改正には賛同できない。</p>	<p>なお、国税庁としては、今後とも引き続き定期保険及び第三分野保険の実態を注視してまいりたいと考えています。</p>
	<p>今回の改正案は、行き過ぎた節税保険に対して適正化を図ろうとするものであり、評価できる。</p>	
	<p>個別通達の抜け穴を突くような一部保険会社による全額損金商品の返戻率競争に歯止めをかけることは賛成である。</p>	
	<p>第三分野保険に「長期傷害保険」が含まれることを明記すべきではないか。</p>	<p>今般の改正通達の対象となる第三分野保険とは、保険業法第3条第4項第2号(免許)に掲げる保険(これに類するものを含みます。)としていますので、お尋ねの保険は、第三分野保険に該当することとなります。</p>

<p>中小企業については、老後の蓄えや設備投資を促すために、今までどおりの取扱いとすべきである。</p>	<p>今般の改正は、課税所得の期間計算を適正に行うという観点から定期保険及び第三分野保険に係る支払保険料の損金算入時期に関する取扱いの適正化を図ったものであり、御意見のような観点からその取扱いを定めることは適当ではないと考えています。</p>
<p>退職給与引当金や大規模修繕引当金の計上が大幅に制限されているため、その代替手段として保険が用いられているのであり、こうした観点からも、保険料の損金算入を認める必要がある。</p>	
<p>被保険者一人当たりの年換算保険料相当額が 20 万円以下のものについても、改正通達の対象とするべきではないか。</p>	<p>改正通達案9-3-5の2においては、最高解約返戻率が 70%以下の保険で、その年換算保険料相当額が少額の場合には、支払保険料の中に含まれる前払部分の保険料を期間の経過に応じて損金の額に算入したとしても、一般に、課税所得の適正な期間計算を著しく損なうこともなく、また、納税者の事務負担の簡素化にも資すると考えられることから、被保険者一人当たりの年換算保険料相当額が 20 万円以下のものについては、同通達案の適用対象から除外することとしていました。</p> <p>しかしながら、御意見等も踏まえ、課税所得の適正な期間計算の確保と納税者の事務負担への配慮とのバランスや今般の改正の全体的な体系について改めて検討し、改正通達9-3-5の2では、被保険者一人当たりの年換算保険料相当額 30 万円以下のものについて、同通達の適用対象から除外することとしました。</p>
<p>改正案の 20 万円は、退職金を準備するには金額が低廉すぎるため、50 万円に引き上げてほしい。</p>	
<p>頻繁に通達を変更するのではなく長期的な取扱いとすべきである。</p>	<p>国税庁としては、予測可能性の確保等の観点から、支払保険料の損金算入時期の取扱いについて、御意見のように、長期的に持続可能なものとするのが望ましいと考えています。</p>
<p>定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱い以外の取扱いについても不明確な点があるため、明確化すべきである。</p>	<p>その一方で、保険会社各社の商品設計の多様化、長寿化命化その他の経済環境等の変化などに伴い、その取扱いの見直しが必要と認められた場合には、適時適切に対応していく必要があると考えています。</p>
<p>今回改正される定期保険等に代わって、いわゆる養老保険の福利厚生プランが利用されることが懸念される。また、低解約返戻金型定期保険を個人に名義変更するいわゆる名義変更プランなどについても、対策を行う必要があるのではないか。</p>	<p>国税庁としては、御意見のような保険商品やその利用実態も含め、保険商品全般の実態を引き続き注視し、必要に応じて取扱いの適正化に努めてまいりたいと考えています。</p>

資産計上期間・資産計上額	<p>最高解約返戻率を基準値とした区分や定期保険と第三分野保険の統一化は、公平性・簡素化の観点から秀逸な改正案である。</p>	<p>今般の改正は、生命保険協会からのヒアリング等により、各生命保険会社が販売している各保険商品の実態を確認した上で、各保険商品の保険料の中に含まれる前払部分の保険料の累積額に近似するよう資産計上ルールを定めたものです。</p>
	<p>改正後の取扱いにおける資産計上額等の根拠は何か。</p>	<p>また、現行の取扱いは、支払保険料の額に一定割合を乗じた金額を一律の期間資産計上するという納税者の事務負担に配慮した簡便的な資産計上ルールとしていることから、各保険商品の実態を踏まえつつ、最高解約返戻率が85%以下の商品については、現行の取扱いと同様の簡便なルールとしています。</p>
	<p>逓増定期保険や長期平準定期保険は、これまでの通達改正により保険料の前払部分の割合を踏まえた資産計上ルールになっており、直近の通達改正から現在まで前払部分を過度に高めるような商品改定も行われていない。今回の改正に当たっては現在販売されている逓増定期保険や長期平準定期保険のデータも分析し、全額損金商品と同様の弊害が生じていることを確認した上で改正通達の対象に含めたという理解でよいか。</p>	
	<p>一定の保険商品については一定の期間、全額資産計上するなど、資産計上割合を高めるべきではないか。</p>	
	<p>今回の改正案は厳しすぎるため、資産計上割合を下げるべきではないか。</p>	
	<p>期末時点における解約返戻金相当額を益金算入とし、翌年に洗替する方法によるべきではないか。</p>	<p>解約返戻金相当額は、その保険契約が解約等されたときの収益として認識され、法人の所得の金額の計算上、益金の額に算入されることとなります。したがって、国税庁としては、その保険契約が解約等される前に解約返戻金相当額を益金の額に算入することは適当でないと考えています。</p>
<p>保険契約の権利の時価である解約返戻金の増減額を課税標準に反映する考え方をとるべきではないか。</p>	<p>なお、一般に、解約返戻金相当額には前払部分の保険料の累積額のほかに未実現の運用益が含まれることから、今般の改正では、この運用益相当額については資産計上額に含まれないよう、保険商品の実態に即した資産計上期間、資産計上割合及び取崩期間を設定しています。</p>	

<p>保険会社等から契約者の各期末における積立保険料及び前払金相当額を告知させ、その額を資産計上すべきではないか。告知が無い場合には、その支払保険料の全額を資産計上すべきではないか。</p>	<p>国税庁は、各保険会社に対し、保険商品の販売等に関して指導する立場にはありませんが、従前から、保険会社は保険商品の販売に際し、「解約返戻金については、例えば、金額を保険証券等に表示する、計算方法等を約款等に掲載するなど、保険契約者等に明瞭に開示するための措置を講じ」る必要があるとされています（金融庁「保険会社向けの総合的な監督指針」Ⅳ－１－１０ 解約返戻金の開示方法）。</p>
<p>最高解約返戻率は、資産計上額等の計算の基準となることから、保険証券などに適切に記載されるよう保険会社を指導すべきではないか。</p>	<p>支払保険料の中に含まれる前払部分の保険料の額は、保険契約者には通知されず、把握できないことから、今般の改正では、保険契約者が把握可能な指標で、前払部分の保険料の累積額に近似する解約返戻金に着目し、解約返戻率に基づいて資産計上すべき金額を算定することとしています。</p>
<p>各年度の解約返戻率を基準に資産計上割合を設定すべきではないか。</p>	<p>御意見のような取扱いも考えられなくもないところですが、実務上、毎年の解約返戻率の変動に伴い資産計上割合を変動させることは煩雑であることから、計算の簡便性に配慮し、保険契約者が契約時に特定可能な最高解約返戻率を用いて資産計上割合を設定することとしています。</p>
<p>改正案は複雑であり、経理処理の誤りを誘発するため、契約が長期間に及ぶ保険契約は、よりシンプルな税務上の取扱いとすべきではないか。</p>	<p>国税庁としては、税務上の取扱いを明らかにすることにより、課税の透明性・統一性の確保に努め、適正・公平な課税の実現に努めているところであり、保険商品に係る取扱いも同様です。</p> <p>今般の改正では、保険契約者が把握可能な指標である最高解約返戻率の区分に応じた資産計上ルールとし、最高解約返戻率が85%以下の商品については、各商品の実態に応じて、支払保険料の額に一定割合を乗じた金額を一律の期間資産計上するという現行の取扱いと同様の簡便なルールとしています。</p> <p>一方、前払部分の保険料が極めて多額となると認められる最高解約返戻率が85%超の商品については、資産計上額の累積額が前払部分の保険料の累積額に近似するよう、最高解約返戻率に応じてより高い割合で資産計上することとしています。</p>

<p>最高解約返戻率 85%超の区分における資産計上期間の欄にある「その超えることとなる最も遅い期間」とはどのような意味なのか。</p> <p>また、同じ欄の(注)のカッコ内で「保険期間が 10 年未満の場合には…」となっているが、(注)の本文が5年未満となる場合となっていることとの関係からすれば、(注)のカッコ内は「保険期間が5年を超え10年未満の場合…」となるのではないか。</p>	<p>今般の改正では、最高解約返戻率となる期間経過後の各期間において、年換算保険料相当額に対する解約返戻金相当額の増加割合が 70%を超える期間がある場合には、その期間の終了の日までを資産計上期間としています。</p> <p>なお、改正通達案9-3-5の2では、表の資産計上期間の欄の括弧書において、この増加割合が 70%を超える期間が複数ある場合には、その最も遅い期間の終了の日までが資産計上期間となることを留意的に示していましたが、同欄の「最高解約返戻率となる期間」及び取崩期間の欄の「解約返戻金相当額が最も高い金額となる期間」と併せて、改正通達9-3-5の2の(注)3において、これらの期間が複数ある場合には、いずれもその最も遅い期間がそれぞれの期間となることを明記することとしました。</p> <p>また、同欄の(注)では、同欄の本文に当てはめた場合の資産計上期間が5年未満となる場合であっても、資産計上期間を5年とすることとしています。が、保険期間が短い場合(特に保険期間が3年ないしは5年の場合)に、資産計上期間を5年とすることは適当でないため、保険期間が 10 年未満の場合には、その保険期間の100分の50相当期間を資産計上期間とすることとしています。</p>
<p>個別の取扱い</p> <p>改正通達案9-3-5の2の(注)4では、契約内容の変更後の保険期間は、変更後の契約内容に基づくこととあるが、最高解約返戻率の区分が変わった場合、過去の事業年度に遡って資産計上額を修正(修正申告)する必要があるのか。</p>	<p>過去の事業年度に遡って修正する必要はありません。</p> <p>なお、改正通達案9-3-5の2の(注)4では「契約内容の変更があった場合の変更後の保険期間については」としていますが、過去の事業年度に遡って修正する必要はないことを明確にするため、「その契約内容の変更があった場合、保険期間のうち当該変更以後の期間においては、」とすることとしました。</p>
<p>最高解約返戻率が 50%超 85%以下の場合の資産計上期間は、保険期間の 100 分の 40 相当期間を経過する日まで、とあるが、改正案9-3-5の2の(1)の(注)のとおり、その日が事業年度の月途中であれば、一月未満は切り捨てとなるのか。</p>	<p>御意見のとおり、取り扱うこととなります。</p>

<p>最高解約返戻率が85%超の場合、資産計上額は、当初10年が×90%、11年以後が×70%となるが、例えば、10年を経過する日が、法人の事業年度の中途の場合（月途中の場合）、一月未満は切り捨てるのか、切り上げるのかを明記すべきではないか。</p>	<p>御意見のとおり、改正通達案9-3-5の2において、最高解約返戻率が85%超となる場合に資産計上額を計算する際に、当期分支払保険料の額に最高解約返戻率の100分の90を乗ずることとなる期間の末日（保険期間の開始の日から、10年を経過する日）が事業年度の中途（月途中）となるときには、その事業年度において最高解約返戻率の100分の90を乗ずる期間に1月未満の端数が生ずることとなります。</p> <p>しかしながら、この端数について、切り捨てて計算するのか否かが明らかではありませんでしたので、その1月未満の端数を切り捨てて計算する旨を、改正通達9-3-5の2の(1)(注)に明記することとしました。</p>
<p>最高解約返戻率が85%超となる場合、算出される資産計上額が当期分支払保険料の額を超える可能性があるが、当期分支払保険料の額を超えて資産計上を行うのか。</p>	<p>御意見のとおり、改正通達案9-3-5の2の(1)において、資産計上額が当期分支払保険料の額を超過した場合の取扱いが不明確でしたので、算出される資産計上額は当期分支払保険料の額が上限となる旨を、改正通達9-3-5の2の(1)に明記することとしました。</p>
<p>最高解約返戻率が85%超で、解約返戻金の増加割合が70%を超える期間がある場合には、その超えることとなる最も遅い期間の終了日までを資産計上期間としているが、「その期間における解約返戻金相当額」というのは、保険期間を1年ごとに区切った場合の各期間のうち、どの時点（年初、年末、各月等）の解約返戻金相当額を用いるのか。</p>	<p>解約返戻率の計算や解約返戻金相当額の増加割合の判定において、各期間における解約返戻金相当額は、その保険の契約時に各保険会社はその期間の解約返戻金相当額として保険契約者に示した金額を用いることとなります。</p> <p>また、各期間における解約返戻金相当額について、各保険会社が、例えば月ごと又は半年ごとなど、複数時点の金額を示すような場合には、いずれを用いても差し支えありません。ただし、そのような場合には、保険期間を通じて、同一の時点（例えば、「各期間の終了時点」等）の解約返戻金相当額を用いる必要があります。</p>
<p>変額定期保険など運用実績に応じて解約返戻金が確定するため、解約返戻金が契約時点では定まらない商品はどのように取り扱えばよいか。</p>	<p>例えば、変額定期保険については、保険会社から契約時に示された、予定利率に基づく解約返戻金相当額を用いて差し支えありません。</p>
<p>同一商品でも被保険者の属性等により解約返戻率が異なる可能性があるが、最高解約返戻率は被保険者単位で判定し経理処理を行うのか、それとも商品としての最高返戻率を用い経理処理を行うのか。</p>	<p>最高解約返戻率による区分は、個々の契約ごとに判定し、その区分に応じた処理を行うこととなります。</p>

<p>解約返戻率の計算に当たり、契約者配当を解約返戻金相当額に含めて計算するのか。</p>	<p>いわゆる生存給付金は、解約返戻金相当額に含まれますが、一般に、利差益、死差益及び費差益を原資とする契約者配当は、解約返戻金相当額には含まれません。</p>
<p>解約返戻率の計算に当たり、契約者配当を解約返戻金相当額に含めて計算するべきではないか。</p>	
<p>最高解約返戻率の判定上、生存給付金は解約返戻金相当額に含めて計算するのか。</p>	
<p>最高解約返戻率を算定するに当たり、払込方法(年払・半年払・月払)により解約返戻金額が異なる場合があるが、年単位で判定してよいか。</p>	<p>(最高)解約返戻率は、保険契約時において契約者に示された解約返戻金相当額を用いて算定することとしていますので、契約時に選択した払込方法(年払・半年払・月払)に応じて示された解約返戻金相当額を用いて算定することとなります。</p>
<p>最高解約返戻率が 50%以下の第三分野保険の保険料は、法人税基本通達9-3-5の適用により、期間の経過に応じて損金算入することとなるが、保険期間が終身で保険料の払込期間が有期の場合には、どのように損金算入すればよいか。</p>	<p>今般の改正により、改正通達9-3-5の2の適用がない第三分野保険については、同9-3-5が適用されることとなりますので、その支払保険料の額については、原則として、期間の経過に応じて損金の額に算入することとなります。</p> <p>しかしながら、御意見のとおり、改正通達案9-3-5において、保険期間が終身で保険料の払込期間が有期である保険の取扱いが明らかではありませんでした。</p> <p>そこで、このような保険については、改正通達9-3-5の2の(注)2と同様に、保険会社が責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数とする公益社団法人日本アクチュアリー会が作成した第三分野標準生命表2018(男)における最終年齢に基づき、保険期間の開始の日から被保険者の年齢が116歳に達する日までを計算上の保険期間とすることを、同9-3-5の(注)1に明記することとしました。</p>

平成 24 年 4 月 27 日付課法 2-5、課審 5-6「法人が支払う『がん保険』（終身保障タイプ）の保険料の取扱いについて（法令解釈通達）」（以下「がん保険通達」といいます。）では「2(3)例外的取扱い」において、保険期間が終身で保険料の払込期間が有期の保険のうち、保険契約の解約等において払戻金のないものは、保険料の払込の都度損金算入が認められていたが、今回の改正案では、支払の都度、損金算入とすることは認められないのか。

従業員の福利厚生を目的として従業員全員を対象とする保険期間が終身のがん保険等に加入している場合、同一の保険契約にも拘わらず、加入年齢によって保険料の経理処理が異なり複雑となるため、がん保険通達で認められていた例外的取扱いを認めるべきではないか。

第三分野保険は、がん患者の就労サポートや健康増進など、様々な側面での活用が考えられることから、既に定着している現行の経理処理方法が望ましい。

御意見にある、今般、廃止するがん保険通達において定めている「例外的取扱い」は、その取扱いを定めたときに発売されていたがん保険が、払込期間と保険期間（終身）に著しい差異がないという実態であったことを前提に、給与課税の対象とならない保険期間が終身、かつ、保険契約の解約等において払戻金のないがん保険については、保険契約者である納税者の事務負担に配慮し、その支払った保険料の額について、厳格に期間の経過に応じて損金算入を求めなくても、課税所得の適正な期間計算を著しく損なうことがないとの考え方の下、その保険料の支払の都度、損金算入することを認めるというものでした。

一方で、近年、保険期間が終身で保険料の払込期間が有期のがん保険であっても、法人経営者向けに、保険料の払込期間を著しく短期間に設定し、かつ、その支払保険料の額が高額なものが販売されている実態があり、そのような「例外的取扱い」の前提としていなかった保険料の払込期間と保険期間（終身）に著しい差異がある保険に係る支払保険料の額についてまで、「例外的取扱い」の対象となり、課税所得の適正な期間計算を著しく損なう結果が生じていました。

加えて、同様の保険契約の解約等において払戻金のない有期払込の保険であっても、定期保険やがん保険以外の第三分野保険においては、「例外的取扱い」に類する取扱いを定めていないことから、保険商品間の取扱いに差異が生じていました。

このような考えの下、改正案においては、定期保険及び第三分野保険に該当する保険商品間の取扱いの統一化を図る観点から、この「例外的取扱い」を存置せず、廃止することとしていました。

しかしながら、今般の改正により、経理処理として定着している「例外的取扱い」が一切認められないこととなれば、保険契約者である納税者の事務負担が過重となるのではないかと等々の御意見があったことを踏まえ、新たに、法人が、払戻金（解約返戻金相当額）のない短期払の定期保険又は第三分野保険（ごく少額の払戻金のある契約を含みます。）のうち、給与課税の対象とはならないものに加入した場合において、その事業年度に支払った保険料の額（一の被保険者につき 2 以上のこれらの保険に加入している場合にはそれぞれについて支払った保険料の額の合計額となります。）が 30 万円以下のものであれば、厳格に期間の経過に応じて損金算入を求めなくても課税所得の適正な期間計算を著しく損なうことがないと考えられますので、その支払った日の属する事業年度において損金算入することを認めることとし、その旨を改正通達 9-3-5 の（注）2 に定めしました。

なお、払戻金（解約返戻金相当額）のある定期保険又は第三分野保険については、課税所得の適正な期間計算を確保する観点から、従前の取扱いと同様に、上記の取扱いは適用しません。

	<p>災害重点保障型定期保険は、廃止される個別通達の適用対象となる保険契約に該当するのか。</p> <p>保険設計書における解約返戻金や解約返戻率が1年ごとに記載されていない場合はどのように取り扱えばよいか。保険証券の記載事項のみで経理処理が判定できる税制を検討すべきである。</p>	<p>個々の契約の内容によって、その取扱いは異なることとなります。</p> <p>今般の改正は、保険契約者が把握可能な指標である解約返戻金相当額を用いて資産計上すべき金額を算定することとしています。</p> <p>なお、解約返戻金額が不明な場合には、契約されている保険会社にお尋ねください。</p>
適用開始時期	<p>改正通達の適用時期は、公表から1年間など一定程度の期間を取るべきである。</p> <p>保険商品の販売停止が長引くと様々な影響が出るため、早期に内容を確定すべきである。</p>	<p>改正通達の適用時期については、公正性の観点から、同一の内容の保険契約には契約の時期にかかわらず同一の取扱いとすることが適当であるとの考え方もありますが、生命保険会社が多くの商品を販売停止としている現況や、納税者の予測可能性の確保等の観点から総合的に判断し、具体的取扱いが決定次第、できる限り速やかに適用することが望ましいと考えます。</p> <p>具体的には、解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険以外の定期保険又は第三分野保険については、令和元年7月8日以後に新たに契約する保険契約に係る保険料について、改正通達を適用することとしました。</p> <p>また、本意見公募手続に寄せられた御意見を踏まえ、上記のとおり、改正通達9-3-5の(注)2において、解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険について、その事業年度の支払保険料の額が30万円以下のものについては、その支払った事業年度の損金の額に算入することを認める定めを追加しました。そのため、その追加した内容の周知期間が必要となると考えられることから、これらの保険については、令和元年10月8日以後に新たに契約する保険契約に係る保険料について、改正通達を適用することとしました。</p> <p>なお、定期保険及び第三分野保険のいずれにおいても、それぞれの改正通達の適用開始の日前に契約した既契約分については、それぞれの改正前の通達の取扱いの例によることとしています。</p>
適用関係(既契約分)	<p>既契約については、従前どおりの取扱いとすべきである。</p> <p>既契約についても、今後支払う保険料については新たな取扱いとすべきである。</p> <p>一部の保険商品については遡及して、全額を資産計上すべきである。</p> <p>保険商品の販売を停止している保険会社も多いなか、一部の保険会社・代理店が駆け込み販売をしていることは遺憾である。改正通達の適用は、平成31年2月14日以降の契約分まで遡及すべきである。</p>	<p>既契約については、従前どおりの取扱いとすべきである。</p> <p>既契約についても、今後支払う保険料については新たな取扱いとすべきである。</p> <p>一部の保険商品については遡及して、全額を資産計上すべきである。</p> <p>保険商品の販売を停止している保険会社も多いなか、一部の保険会社・代理店が駆け込み販売をしていることは遺憾である。改正通達の適用は、平成31年2月14日以降の契約分まで遡及すべきである。</p>

	<p>金融庁により認可された保険契約について後から税の取扱いを変更すべきではない。</p>	<p>税の執行機関である国税庁は、金融庁による保険商品の認可について、考えを述べる立場にはありません。</p> <p>なお、国税庁では、これまでも保険会社の商品設計の多様化等により、前払部分の保険料の割合等に変化がみられる場合には、その実態に応じて見直しを行ってきています。また、今般の改正通達の適用時期については、予測可能性の確保等の観点から総合的に判断し、既契約については従前どおりの取扱いとしています。</p>
通達によるルール制定の正当性	<p>通達で課税の仕方を決められるのか。租税法律主義に反するのではないか。保険に関する課税の取扱いを、法人税法第22条から考えることは不可能ではないか。</p>	<p>法人税法上、当該事業年度の損金の額に算入される費用の額は、別段の定めがあるものを除き、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算するものとする」(法人税法 22④)とされています。</p> <p>企業会計原則では、前払費用については、当期の損益計算から除去し、資産の部に計上しなければならないとされており(企業会計原則第二損益計算書原則一、原則第三貸借対照表原則四、財務諸表等規則 16、31の2)、このような会計処理は一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に適合するものと認められますので、法人税法上、前払部分の保険料は資産計上するのが原則となります。</p>
	<p>「計算の簡便性」を考慮した損金算入ルールを通達で作ることができる法的根拠は何か。</p>	<p>上記のとおり、今般の改正通達は、法人税法第22条第4項に基づいて、定期保険及び第三分野保険の保険料に関する取扱いを明らかにしたものであり、通達のみで取扱いを定めているものではありません。</p> <p>国税庁としては、課税の透明性・統一性を図るべく法令解釈通達等において実務上の取扱いを明らかにしているところです。</p>
その他	<p>国税庁が、今回の通達改正の方針を生命保険協会に伝達した2月14日以降、金融庁が認可した商品でありながら販売停止を各保険会社に強制指導したことについて、その法的根拠は何か。</p>	<p>国税庁において、各生命保険会社に対して保険商品の販売停止を求めた事実はありません。また、税の執行機関である国税庁は、各生命保険会社に対し、保険商品の販売に関する指導等をする立場にはありません。</p>

<p>今回の法令解釈通達は行政手続法の「命令等」に該当するか。「命令等の案に関連する資料」等として、最高返戻率の区分や資産計上額等の定め合理性を裏付けるデータをあらかじめ公示すべきではないか。</p>	<p>通達とは、上級行政機関が関係下級行政機関及び職員に対して指揮監督権に基づいて行う命令であり、法人税基本通達(法令解釈通達)は、行政手続法第2条第8号に規定する「命令等」に当たります。</p> <p>なお、今般の改正に際して、生命保険協会からのヒアリング等により、各生命保険会社が販売している各保険商品の実態を確認していますが、守秘義務の観点からデータの公表は差し控えさせていただきます。</p>
--	--

(参考)1 「「法人税基本通達の制定について」(法令解釈通達)ほか1件の一部改正(案)(定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱い)等に対する意見公募手続の実施について」の改正内容に関する御意見のみ掲載しております。

2 「御意見の概要」欄は、重複した御意見を取りまとめた上で、要約したものを掲載しております。